

京都部落問題 研究資料センター通信

第48号

発行日 2017年7月25日 (年4回発行)

編集・発行 京都部落問題研究資料センター

当資料センター主催の「二〇一七年度差別の歴史を考える連続講座」の第一回・第二回を京都府部落解放センターで、六月一六日・三〇日に開催しました。
講演要旨は次の通りです。詳しくは年度末に発行予定の講演録をご参照ください。

第1回

戦時下、盲学校と視覚障害児・者が体験したことは――
―排除と動員などの角度から―

講師 岸博実さん
(関西学院大学非常勤講師)

岸さんは京都府立盲学校で教えるかたわら、戦時中の盲学校の姿に関心を持ち調査を進めて来られた。盲学校史では戦時中については詳しく取り上げておらず、各地の空襲記録などでも障害者に関する記述は殆どないため、一から資料を集め体験者の聞き取りを行い、視覚障害者と戦争の関係を次の四つの観点にまとめられた。

一つは、兵士になれない「役立たず」扱いという「差別・排除」の側面である。二つ目は、盲哑学校の空襲被害などの「被害・被災」の側面である。生徒たちは戦力としてみなされていないので、学童

疎開先を教師たちがみつけなければならず開始が遅れたり、中止になったりすることがあったという。三つ目は「翼賛・動員・加担」の側面で、工場や病院での奉仕(報国按摩)や零戦「日本盲人号」の献納、敵機の爆音や方向測定を行う盲人防空監視哨員、軍に所属してマツサージを行う海軍技療法などであった。四つ目は「非協力・反戦」の側面で、大正期に反軍ビラを撒いた盲学生の存在が明らかになっている。

当時の「敵機爆音集」レコードや失明軍人に贈られた失明軍人杖などの実物資料も回覧しながら、詳しく説明された。

第2回

幕末の宇治郷

―御茶師、村役、山の者―

講師 坂本博司さん
(宇治市歴史資料館前館長)

宇治郷は宇治の中心地で新町通り(大和街道)に沿って集落があり、その周りには園畑(茶園)が広がり、南部は広大な山地になっている。高級茶の栽培・製茶・加工が主な産業で徹底した選別・手作業で人手の多くいる仕事であり、最盛期には季節労働者が大量に流

入した。また、幕府や武家からの注文を受ける御用茶師が力を持ち、代官を勤めた時期もあった。

郷には郷会所があり、業務記録が残されている(「宇治郷留日記」)。その中に、断片的ではあるが、宇治郷の山の者(番非人)に関する記述が残っている。

近衛家の管理となった山林の管理を山の者にさせるという記述からは、広い面積を占めた村落の山林の清掃や保全が山の者の業務であったことがうかがえる。

また、江戸と宇治を往復する御茶壺道中の御茶壺出立前夜、夜回りのために郷会所に詰めていた山の者と郷の役人の酒をめぐむる記述がある。山の者に酒を出すことがあっても酒器は別の物にするべきで、本来酒の席を一緒にするのは不敬であるとしている。山の者への賤視と共に、宇治郷独特の「御用」である御茶壺道中に山の者が果たした役割と存在感を知ることが出来る。

他にも、芝居・狂言などの芸能興行を催したいという山の者からの願い出や、他所からやってきた浮浪者が死亡した際の片づけの仕事、野荒しと格闘し怪我を負った非人への褒美についての記述などが紹介された。

本の紹介

定藤邦子著

『関西障害者運動の現代史
大阪青い芝の会を中心に』

加藤博史

(龍谷大学短期大学部社会福祉学科教授)

1 はじめに

本書は、定藤邦子が立命館大学に提出した博士論文が基となっており。定藤は、定藤丈弘の教え子であり、妻である。地域福祉を専門とし大阪府立社会事業短大講師であった定藤丈弘は、一九七六年一二月、三四歳の時に交通事故に遭い、頸椎骨折で首から下にマヒが残った。一年後、同僚の右田紀久恵らの支援により復職し、その翌年に、邦子と結婚する。丈弘はその後、一九八七年から八八年にかけて、カルフォルニア州立大学バークレー校に留学し、エドワード・ロバーツ、ジュディス・ヒウマンらの「自立生活運動」に直接触れて帰国する。定藤丈弘が障害者運動で目覚ましい活躍するのは、この留学以降である。

定藤丈弘と著者は仲のよいカッ

プルであった(北野誠一他編『障害者の機会平等と自立生活』明石書店、一九九九年、二八九頁)。だから評

者は、定藤丈弘の影響が著者に色濃く出ていると考えていた。国際障害者年のノーマライゼーションの理念や、前出のエドワード・ロバーツの思想が日本の運動にどのようなインパクトを与えてきたのか読み取りたいと考えていた。

しかし著者は、『アメリカの自立生活運動が紹介される以前から』、日本には、独自で誇りに満ちた障害当事者の主体的運動があった、と強調したのである。本書は、その意義を総体的に明らかにしたものである。

2 本書の構成

本書は、8章構成となっている。第1章は、青い芝の会の運動と理念。第2章は、関西における障害

当事者運動。第3章は、大阪青い芝の会の運動。第4章は、大阪青い芝の会における障害者自立生活運動。第5章は、大阪青い芝の会の運動の混迷期。第6章は、大阪青い芝の会の転換期。第7章は、大阪青い芝の会の新たな挑戦。そして終章である。各章末には詳細な年表や入手困難な史料が付されており、脚註も充実している。

3 「語り」のもつ再意味化と聴き取る力

本書のタイトルは、『関西障害者運動の現代史』となっている。しかしながら、内容的には、副題の「大阪青い芝の会」を中心とした一九七〇年代の運動史が主たるものであり、研究目的に示されたように、『大阪青い芝の会の運動の成立と展開を追跡し、重度障害者の自立生活運動につながっていった広がりや定着を検証する』ものである。

したがって、立岩真也の序文に挙げられたような、関西の障害者運動の「おもしろさ」を醸成してきた人たちが、たとえば評者が直接指導を受けてきた京都の、長橋栄一、今福義明、矢吹文敏、渡邊琢

らの運動史や思想には触れられていない。また、大阪で大きな役割を果たしてきた牧口一二の活動に関しては、終章の小林敏昭のインタビュー内容を通して、数行触れられているに過ぎない。このように、研究のフィールドを絞り込んだことは、研究論文としては、成功に結びついたと思われる。関西人が持つ独特のユーモア感覚、「いちびり」文化、気取ったナルシズムや建前を噛いとばす「おもしろさ」と障害者運動の関連については、次の機会に期待したい。

著者は、関連の基礎資料を涉猟精読した上で、大阪青い芝の会に関わった人たちが九人に一八回に及ぶ丹念なインタビューを行っており、これが本書の最大の魅力となっている。障害当事者の運動の渦中にあつたものは、次々に押し寄せ葛藤状況の中にあつて、自己のヴァルネラビリテイ(可傷性。悲苦の中にある人たちに對して誠実純情であらうとし、自己の中心を開いていく志向性)を最大限に發揮し、日々、問いを突きつけてくる状況と、運動メンバーへの応答に迫られ、疲労を蓄積していく。この苦悩が運

動の果実なのだが、その渦中にあるときは果実は硬いままであり、熟すには時を経なければならぬ。時を経ることでも果実に、「人と状況との関数的相関関係」という酵母菌が付いて熟れていくのである。「語り」は、客観化、再構成化であり、再意味化である。そして何よりも、聞き手との共有化である。著者のインタビューは、著者の人柄があつてこそ相応の「語り」を引き出せたと思われる。それだけ率直で密度の濃いインタビュー内容である。おそらく著者は、インタビューにに応じてくれた人と心のキャッチボールをしつつ、定藤丈弘に受けた薫化と、彼と共に育んだ思想に想いを馳せていたのではなからうか。それはたとえ、このような思想である。「保護の対象でしかなかった最重度障害者が発達主体者や自立的存在として位置づけられ、社会参加の主体者、さらに地域社会の生活主体者として尊重されるような社会的条件が真に確立されるには、重度障害者を地域社会の変革主体者としてとらえ直すことが必要」（定藤丈弘「日本的ノーマライゼーションの課題」）。

定藤丈弘他編『自立生活の思想と展望』ミネルヴァ書房、一九九三年、三〇六頁）であると定藤丈弘は提起している。本書で著者は定藤丈弘の思想に一切言及していない。ただし、本書は定藤丈弘に捧げられている。第1章は、文獻中心に、当時の肢体不自由児者が置かれた人権侵害の状況と、その権利の自覚、権利主張の芽生えが概括されている。青い芝の会そのものは、東京で一九五七年に、脳性マヒのある人の親睦団体として発足したが、一九七〇年、神奈川青い芝の会の横田弘、横塚晃一が、障害のあるわが子を殺した母親への「滅刑嘆願運動」に「反対する運動」を展開したことから、新しい運動史が始まる。つまり、生産第一主義で障害者を役に立たないもの、厄介者、邪魔者と視る社会に対して、脳性マヒのある者として「自己主張」し、障害の意味、人間の価値を「問題提起」する運動である。

その背景には、世界的規模で起こった現代社会の人間疎外状況に對する根源的な問いかけ、学生運動、コミュニケーション運動、資本主義体制への造反運動といった時代的高揚があつたと考えられる。ただし、横田と横塚の提起したものは、より具体的に切実である。重い障害のある人たちは、親元や施設で隷従的立場に甘んずるか、施設もサービスも足りず追い詰められた親に「殺される立場」にあつたからである。横塚らは、ジロジロ見下げられる対象から、主体的に「見せる」立場へと自分をコンバートするために、かつ、『健全者幻想』と闘い、『自分の身体を自分のものとして認める』（横塚）ために、翌一九七一年、自分たちの身体と生活を記録した「さよならCP」を製作し、全国で上映運動を起こしていく。

一九七二年、優生保護法改正案が国会に提出されると、横塚は優生思想の問題性を突き、一部削除運動を起こしていく。『親のもとから逃げて勝手に結婚する』、『生活保護』を『当たり前』と考へて『自分自身でとって行く』（67頁）という当時にあつては革命的な考えを提起したのも横塚である。以上の影響が大阪にも波及して、一九七三年、横塚を会長として全国青い芝の会が結成された。

5 重度障害者による戸別訪問などの活動

第2章では、「さよならCP」上映運動によつて関西に横塚の思想が普及し、一九七三年、「大阪青い芝の会」結成に至る状況が詳細な史料に基づいて論述されている。特に、大阪青い芝の会初代事務局長の古井正代の証言は意義深い。古井は、地域の小学校に入學するも、一年後、「養護学校（現在の特別支援学校）」に強制的に入れられ、高等部（高校に当たる）は、山奥にある全寮制の「はりま養護学校」に進学した。それしか選択の余地がなかったのである。そこでの学業は、職業指導が中心で、古井は、『働ける健全者の前では眼を伏せ』、『働けない障害者の前では自慢する』態度を身につける。その古井が、映画を通して横塚の思想に出会い、『障害者で何が悪い』との考えに至る。

大阪青い芝の会初代副会長の松井義孝（一九五一年生）も、古井と同世代である。松井は、八歳から九年間、大阪府整肢学園の八人部

屋で、軽度の障害児から虐めを受けて育つ。施設を出て、自宅から堺養護学校高等部に進学し、卒業後に映画に出あったことがきっかけとなり、「ここに自分の生き場所がある。」と考え、青い芝の会の事務局を手伝いつつ生活保護を受けて健全者と共同生活を始める。

介助の要る者を街で見かけることが珍しい時代に、重度障害者たちが、「そよ風のように街に出よう」を合言葉に、街に出ることで障壁を自覚し、その除去を権利として訴えていくこと、および、重い障害ある人を見慣れてもらうことを目的とした活動が進められていく。一九七二年、姫路ではじまった「グループ・リボン」である。

一九七四年には、在宅の重度障害者とのつながりをつくるために、訪問活動「こんにちは訪問」が取り組まれるようになる。会を構成する自立障害者集団「グループ・リボン」とその友人兼介護者集団の「グループ・ゴリラ」が戸別訪問を通して、重度障害者の外出と社会参加を進めていったのである。これらが大阪青い芝の会の中心活動となる。

6 重度障害者が運動の最前面に

第3章では、大阪青い芝の会結成の時の経緯に関連して、障害当事者である坂本博章、岸田美智子、井上憲一、高橋栄一の生活史と思想変遷が論述されている。井上の面談記述には、柴田善守や岡本栄一らが指導した「大阪ボランテイア協会」での活動も出てくる。ここからみんなで街に出る「サークル・WC」が創られていく。このような独自の展開がなされたのは、大阪には、相手のところへ出かけて行き、声をかけ、胸襟を開いて対等につながる、相互に活かしあう「あきんど文化」が培われているからであろうか。

大阪青い芝の会の初代会長であった高橋の面談記述には、一九七三年の「夜間中学入学運動」をめぐる、支援者を当てにしていた高橋が、『僕が勉強したいんやから、僕が頑張らなあかんかった。みんなの支援を当てにしてたら、僕がぼやけるだけや。』（一三三頁）という自覚に至った経過を描き出している。障害当事者が運動主体のもっとも前面に出て行くことの重要性が指摘されている。

また、一九七三年の障害者不当解雇問題に関連して、大阪青い芝の会が出した、『日常的な一つ一つの行為が私たち障害者にとって生きるための労働である。』（二三七頁）との労働観の表明は、『障害の意味を問う』という点で意義深いといえる。賃金労働を効率よくこなせないことに引け目意識を持つ必要は一切無いという論理である。

また、横塚の指導によって、健全者の新左翼やセクト集団の革命運動が、大阪青い芝の会に入り込み、障害者の主体性が踏みにじられることを警戒し、会は、この種の運動に一線を画した。一方であらためて、重度障害者からの視座を重視している。障害者主体を貫くことに関して、著者は、介護者の会である「グループ・ゴリラ」が、『頭は出さずに手足だけ出す』という原則で創られたのは、『関西の特徴』（一四二頁）だと指摘している。

次に著者は、大阪青い芝の会と関わった障害当事者である森修、入部加代子、金満里、斎藤雅子の生活史と思想を紹介している。森

は、『公教育を全く受けていなかったので、運動用語などは全然分からず、まわりのメンバーに聞いて吸収していき、やがて運動の中心的役割を果たすようになり』、一九七六年から八六年まで、大阪青い芝の会の会長を務めた。

障害者解放の運動は、市民運動と相似した論理でできあがっている。原点は、イデオロギーではなく、自己の経験してきた被差別の意味を自分の言葉で語り、自分の行動で状況にコミットし、状況を変えていくことで自分を変革していく過程にある。水田ふうは、鶴見俊輔との対談で、運動というのはどうしても『賢志向』があると思うと述べ、そのような運動を批判し、『わたしにわかるようにゆて』と繰り返し聞くようにしている、と語る。そして、『本をいっぱい読むのが勉強やなくて、自分たちが動いてきたことのなから、しっかりその意味をとり出す、それが勉強やし、それが自分の思想をもつことやと思う。』と述べている（鶴見俊輔座談『社会とは何だろうか』晶文社、一九九六年、二九頁）。先述の森の言葉と響きあうものが

ある。

金は、一九七五年、大阪で初めて生活保護を受け、介護ボランティアによる二四時間介護によって居宅生活を始めていた。優生思想への批判運動も金の重要な活動であった。一九七〇年、兵庫県が「不幸な子供の生まれない対策室」を設置し、羊水診断費用を支弁することとなった。これに対して一九七四年、関西青い芝の会は、「障害者の生きる権利を奪うもの」との観点から反対を表明し、行政交渉を重ね、同室の廃止を勝ち取っていく。

そのほか本章では、一九七六年の「和歌山福祉センター糾弾闘争」、同年の「車イス教師を創る会運動」、一九七七年の「川崎バス乗車拒否抗議闘争」の経緯が詳しく紹介されている。

金の活動方法は、『施設でおとなしくしてたらいいのに』と思われていた重度障害者が、街に出て主体的にあえてさまざまな障壁にぶつかっていき、そこから生じるコンフリクトによって、人々の間に問いかけをもたらし、社会に生存権を提起し、なによりも家族

と自分自身にコンフリクトをもち

こんで、取り込んできた支配的物語の再構築を図るものである。それは、『障害があつてなんでアカンねん』という言葉に象徴される言説であり、「不自由を生きていることは、生きる権利や人間の尊厳と全然関係あらへん、」という自律的物語（オルタナティブ・ストーリー）の土台を造る営みであつたといえる。著者は、『人間の価値は、生産力のあるなしではなく自分の生命力をどれだけ自己主張できるかということに価値を見出さなければならず、その意味において障害者運動の原点は重度障害者であると確認されて、大阪青い芝の会は結成された。』（一八八頁）と力強く結論づけている。

なお評者は、「自己主張」できなくても、さらに「自己実現」できなくても、生きていくことそのものに人間の実存的な価値があり、苦難を背負っている人が今目前に居ることに対して、「私」たちには、同じ人間として応答責任（できるつながりをつくっていく責任）があると考えている。

7 介助者に突きつけられる自己

決定の意味

第4章では、重度障害者の野中忠夫の自立生活の経緯が描かれている。一九七六年、区役所の反対を押し切り、野中は二四時間介護のもとに地域生活を始める。制度がないなかで介護を担うのは学生を中心とした介護ボランティア「ゴリラ」である。そのメンバーであつた細井清和と石田義典に著者はインタビューをしている。彼らは、『差別者であることを自覚し、差別のある社会を前向きに変えていこうという発想で運動を担っていこう』（二二五頁）とした。そして、『障害者の手足となつて、同時に友人となつて介助すること』（二四〇頁）を求めた。しかし、介護者が確保できないときは、急に『学校を休んだり、バイトを休んだりして自分が介護に入るしかない』（二三六頁）、無理が蓄積されていく。

さらに石田は、西川和男の介護体験を通して、自己決定の意味とコミュニケーション技量を深く問うこととなる。西川は重度の脳性マヒに加えて聴覚と言語の障害を併せ持っていたからである。西川

の生活を支えるには、彼からの指示を待ち手足に徹することでは済まされなかつたのである。

8 昏迷期から転換期へ

第5章は、大阪青い芝の会の昏迷期に当てられている。一九七七年、健全者中心で啓発活動を行っている「りぼん社」と介護者集団「ゴリラ」と関西青い芝の会が軋轢を生じ始める。その一端は、障害者の運動が健全者に動かされていくという危機感から起きている。運動には、原則を踏まえつつも寛容さが欠かせないし、独善に陥らないためにも外部との風通しを良くしておく必要がある。

著者は、横塚の、「脳性マヒの者が自分で考え実行していくところにはしかその解放はないのだから『ダラダラした』（二五九頁）組織運営を認めることが健全者に求められる」との一文を紹介している。組織が抱えたコンフリクトは、運動がより成長していく上で、不可欠な契機であつたと考えられる。第6章は、大阪青い芝の会の転換期が記述されている。一九八〇年、会は「障害者生活要求一斉調査」を実施する。著者は、細井が、

この調査によって在宅障害者の生活権ニーズを把握し、行政に示して制度改革をしていく運動が始まった転換点であると述べていることを紹介している。本調査は、障害者の潜在的欲求を顕在化・自覚化し、自立に向けた意識を共に形成していくためのアクション・リサーチだったといえる。

その過程で共に運動するものたちの運動拠点の必要性がテーマとなる。そして、役所の労働組合の支援も受けて、一九八四年、東住吉区に中部障害者解放センター、一九八五年に、堺市に南部障害者解放センター、一九八六年に、高槻市に高槻障害者解放センターが設置された。

このように、大阪青い芝の会は、制度の改革充実を求め、健全者と共闘していく方針を採ったため、市民共闘に否定的な全国青い芝の会を一九八五年に脱会することとなる。

第7章は、川嶋雅恵、石田義典の面談記録を中心に、グループホームという選択肢が設けられていく経緯が描かれている。また、進行性筋ジストロフィーのある大森康

裕のグループホームでの自立生活について記されている。一九九五年のことである。この頃には、『区役所から市役所まで、大森さんの自立のために一致団結』（三〇四頁）するようになる。大阪青い芝の会がたどり着いた到達点といえる。

9 世界同時的、独自に展開した大阪の活動

終章では、著者は、立岩真也と田中耕一郎を援用し、『自らの主体性を主張し、自己決定していく』という障害者自立生活の概念と実践が『世界同時的に活性化』（三一三頁）したと指摘している。たしかに、エドワード・ロバーツが自立生活センターを創設したのは一九七二年のことであった。

著者は、大阪青い芝の会の『主体性を取り戻す自分自身からの自立』と『権利を取り戻す社会的自立』（三一三―三一四頁）がアメリカからの輸入ではなく、日本独自に展開されたものであり、重度障害者の自立に焦点を当て続けたことと、『運動の大衆化』を奨めたところに特色があることを指摘している。

また著者は、制度が整備されていく中で、『運動の大切さ』が往々にして忘れ去られがちであることに警告を発している。主体性を引き出し発揮するものは、ダイナミックな運動である。一方、成果を求めすぎると運動組織が機構化・硬直化し、個々の主体性が損なわれていく。著者は、史的研究という方法を探り、先人の苦闘の歩みを振り返ることで、障害者解放の本質と開拓者魂ともいえる初心を、本書で指し示したといえる。

10 本書の課題

資本主義がグローバルな格差の拡大という形で呻吟を發している。民主主義が排外主義とポピュリズムの蔓延によって悲鳴をあげている。

PC、SNS社会の急速な進展は、人が人に向き合わない「総引き籠り」ともいえる「孤人社会」をもたらしている。社会は管理機構化され、学校教育システムで訓練されきつた人々は進んで管理されることを求める。そのような社会にあって、主体性や権利や個人の尊厳や連帯は果たして実質のあるものであり続けられるのだろうか。

そして、これらを根源的に問うかたちではじまった障害者解放運動は、今日、どのようなかたちで新たな地平を切り拓いてくれるのだろうか。障害者解放運動が世界同時的に活性化することは、時代が熱を帯びていたことを示している。時代の熱が冷めた今、どのような方法で解放の空間と関係が創出されるのか、著者に問い続けてもらいたい。障害者解放運動には、その地平を拓く可能性があり、大阪の持つ泥臭い文化もまだまだそのパワーを秘めている。そのためにもちろん、健全者といわれる「私」たち自身の葛藤を抱え込むコミットメントが強く求められる。

一九九九年、府中療育センターを見学した当時の都知事・石原慎太郎は、「ああいう人つてのは人格あるのかね。」と語って批判を浴びた。同種の発言は後を断たない。そして、昨年、戦後最大の殺人事件「津久井やまゆり園事件」が起きた。この時代、本書は読み返す価値のある書であるといえる。（定藤邦子著、生活書院刊、二〇一一年、三〇〇〇頁）

本の紹介

齋藤 直子著 『結婚差別の社会学』

「最後の越え難い壁」の多様でパラドキシカルな現実を抉るえく

山本崇記

(静岡大学人文社会科学部准教授)

1 本書の背景と意義

二〇一六年一月、部落差別解消の推進に関する法律（以下、解消法と略）が成立・施行し、法制的な意味で、部落問題は新たな段階に入ったと言える。とはいえ、解消法をどう評価するか。被差別部落や部落解放運動、部落問題に関わる人たちは、まだ、ある意味での「混乱」や「静観」といった状況にある。かくいう私のところにも、昨年度から、講演や研修の依頼などが少しずつ増えており、そのように感じている。最近は、隣保館をどのように生かしていくのか、というテーマで研究・活動を進めているところがあり、隣保館やまちづくり関連のテーマで依頼されることも多いが、解消法は隣保館にとって好機とも、厄介なものとも映っている。「戸惑い」が大方の反応のようだ。

とはいえ、解消法第一条「目的」ところに次のように謳われたことは非常に大きい。

この法律は、現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じている

日本国憲法の理念にのっとり、部落差別は許されないものであるとの認識の下にこれを解消することが重要な課題である
(傍点は山本、以下同様)

このような時代状況の中で、部落問題の中では古くて新しいテーマと言える「結婚差別」を正面から取り上げたのが、齋藤直子による『結婚差別の社会学』である。「タイムリー」と言ってしまうば、陳腐に聞こえてしまうし、また、時宜を狙って公刊された研究書で

はないと思われるので、不遜な言い方になってしまうが、否応なく、本書の現代的意義を高めていると言えよう。度々言及されてきた同和对策審議会答申の一節「結婚に際しての差別は、部落差別の最後の越え難い壁である」という指摘のまさに現代的位相を明らかにしてくれている。

社会学分野の中で部落問題を主題にする研究者は非常に少ないし、周囲を見渡しても、世代の近い人はあまり見られない。著者の属する大阪市立大学は、それでも、部落問題研究者（特に社会学分野）を多く輩出している稀有な研究機関であると言える。さらに、野宿者、沖繩、在日朝鮮人などの課題に関しても同様のことが言える。ちなみに、残念ながら京都にはそういった研究機関は存在しない。部落問題研究所や世界人権問題研究センターなどがあるにはあるが、そういった役割を果たしていない。

しかし、京都朝鮮学校襲撃事件裁判（二〇一〇年～二〇一四年）からヘイトスピーチ解消法の成立過程（二〇一六年）の中で、他の差別問題に取り組み研究者や活動家から

は、強い関心を向けられ、度々、質問を受けるのが部落問題であり、近年稀にみる多様な差別の市民運動の盛り上がりの中に、部落解放運動はもつとプレゼンスを示して良い。「世系」の問題は、解消法の成立によって再び、マイノリティ間の共通の課題ではなくなってしまったようにも見えるが、私たちは、部落問題に取り組む多様な市民運動をもつと叢生させ、市民社会の議論を活性化させなければならぬ。

2 本書の成り立ちと構成

本書は、「おわりに」でも触れられているように、著者である齋藤が、二〇〇七年に奈良女子大学に提出した博士論文『被差別部落出身者をめぐる婚姻忌避に関する社会学的研究』をもとに、その後の研究成果も加え、書き直したものである。そして、部落解放・人権研究所「全国部落青年の雇用・生活実態調査」、「戦後大阪の都市部落の変容過程に関する総合的研究」（科学研究費基盤（B）代表・野口道彦）、さらに、齋藤自身による講演会や支援現場との関わりの

中で行った聞き取り調査に拠っている。「参考文献」を確認すると、齋藤の研究業績の中で一番最初に当たるのが二〇〇二年に発表された「結婚差別のゆくえ」(『人権問題研究』第2号、大阪市立大学人権問題研究センター)となっている。足かけ十五年以上の研究活動の集大成として本書が公刊されたことが伺え、長く地道な研究蓄積の上に立っていることが分かる。

次に目次を見てみたい。

はじめに

第1章 部落問題とは何か

1 部落問題とは何か・部落出身者とは誰か／2 部落差別はもうない!／3 近年の部落差別事象

第2章 結婚差別はどのように分析されてきたか

1 結婚差別の膨大な記録／2 部落(同和)問題をめぐる意識調査・実態調査／3 二〇〇〇年代以降の研究／4 配偶者選択論と結婚差別

第3章 結婚差別のプロセス

1 ひとつの事例から／2 結婚差別問題のプロセスで起こること／3 調査の概要

第4章 うちあけ

1 うちあけるか、うちあけないか／2 うちあけしなかったケース／3 うちあけたケース／4 恋愛差別／5 部落出身同士／6 うちあけへの対処

第5章 親の反対

1 結婚差別と親／2 ひとつの事例から／3 反対を受けなかったケース／4 親の反対と交際の破局／5 反対する親と縁を切る／6 結婚に反対する理由／7 親子仲は強まっているのか

第6章 カップルによる親の説得

1 強い反対にどう対抗していくのか／2 熱意／3 人柄／4 既成事実をつくる／5 「縁切り」をする・ほのめかす／6 弱い粘り強く

第7章 親による条件付与

1 消極的な容認／2 栄さんのケース／3 条件の種類／4 条件付与にいたるさまざまルート

第8章 結婚差別問題では何が争われているのか

1 祝福をめぐる攻防／2 「祝福」は不必要か／3 「親戚」「世間」の効力／4 「脱部落化」と「忌避の合理化」／5 もちこされる差別

第9章 結婚後差別

1 家庭内での差別／2 「結婚

後差別」のひとつのケース／3 結婚後に出身が明らかになったケース／4 「非告知」という条件の維持／5 忌避の継続／6 親の態度変容の可能性／7 家族関係の安定と不安定

第10章 支援

1 親との関係をどう考えるか／2 支援の多様性を／3 耳を傾けて、本人が決める／4 部落問題と向き合う／5 心理的なケア／6 その後をみすえた支援を／7 人をつなぐ

おわりに

参考文献

索引

三〇〇頁弱の分量になるが、聞き取り調査の記録を多く掲載していることもあり、研究者でなくても、十分に読みやすい内容となっております。支援や運動の現場、また、他分野に取り組んでいる幅広い読者を得ることができると思われる。さらに、部落問題に関する図書がほとんどない勁草書房から出版されていることも、幅広い層に手に取ってもらいやすくなると思われる。積極性を感じる。その点と関連して、「結婚差別の社会学」という

タイトル以外に副題がないことが気になった。本来であれば、「部落問題を通して」などの副題が浮かぶが、この点も、幅広い読者層を得るための意図的な企てなのかもしれないが、その点の経緯は本書では確認できない。

続いて、本書の目的は次のように記されている。

本書は、部落出身者への結婚差別が生じたとき、そのプロセスにおいて何が行われているのか、親と子の間でどのような相互作用が生じるのかについて、実際に結婚差別に直面した方々への聞き取り調査を通じて、明らかにすることを目的としている。(五七頁)

齋藤は、中村清二や内田龍史の先行研究に触れ、これまで、結婚差別問題に関する理論的研究やその内実はまだ踏み込んだ研究がなされてこなかったという背景を指摘している。確かに、極めて、プライベートであり、表出されにくい、辿りにくい事象であるという浮かぶ。ただ、それ以上に本書が

着目するのは、「結婚差別問題が生じたとき、実際にどのようなやりとりがなされ、どのようなプロセスを経て容認に向かったり、あるいは破談に終わるのか」(iv頁)という結婚差別のプロセスである。そして、「結婚は、『結婚式』といったひとつの時点を示すものではなく、その後も続くプロセスであるのと同様、結婚差別も点ではなく、結婚前から結婚後まで起こりうる一連のプロセス」(二〇三頁)と指摘している点である。

評者も、奥田均による『結婚差別データで読む現実と課題』(解放出版社、二〇〇七年)などを参考に、結婚差別に関する講演・研修などを担当したことがある。部落問題の主要課題と言われてきたのは就職差別、教育差別、結婚差別であるが、確かに、結婚差別はその「内実」を明らかにできないまま、被差別体験率や市民の忌避意識の調査などのデータが紹介され続けてきた感がある。齋藤も指摘するように、他方で、識字教室の作文や手記などに拠るかであった。その意味で、部落問題研究にとっても非常に意義のある研究と言え

るだろう。

さらに、付け加えておく必要があるのは、社会学との関係であり、特に、家族社会学との関わりである。齋藤は、「配偶者選択論」を取り上げ、「結婚相手として選ばれる属性の研究や、階層や属性の結びつきについての研究は多数あっても、選好されない属性についての研究はほとんどみられない」(三八頁)と指摘し、親とカップルの「相互作用論的アプローチ」を採用し、部落問題研究と家族社会学の「接合」を企図してもいる。齋藤は、「結婚差別問題は、差別の問題というだけでなく、家族関係の問題でもある」(一八六頁)と言う。部落差別を理由とした結婚差別の中に私たちが家族という単位・関係性をどのように絶対化したり、相対化しているのか/してきたのか。まさに、そこに家族なもの成り立ち・行く末を明らかにする家族社会学的研究でもある本書の意義がある。

3 結婚差別のプロセスの解説

それでは、実際に結婚差別のプロセスの解説はどのように行われ

たのかについて、章立てに沿って詳しく見てみたい。第3章から第9章の部分になる。

第3章では、あるカップルをめぐる結婚差別の一例を取り上げ、その中に、いくつかのストーリーの展開・段階を読み取っている。「うちあけ」(↓第4章)、「親の反対」(↓第5章)、「カップルによる親の説得」(↓第6章)、「親の条件付与」(↓第7章)、そして、「結婚後差別」(↓第9章)という流れである。

第4章の特徴は、結婚差別のプロセスの初期の段階である「うちあけ」段階の中にも多様な展開(ケース)があることの指摘であろう。大阪府による二〇〇〇年の実態調査は、同和地区であることを告げる/告げられる経験において、ほとんどが結婚前であり、年齢層が若いほどその割合が増加していることを示している。ただ、相手が既知も三割を占めている。福山市(二〇一〇年)、伊賀市(二〇一二年)の調査では、告知は、交際をはじめてすぐの場合もあれば、結婚後もうちあけずに暮らしている人が少

なくないことが示され、また、結婚差別に対する不安は、告知をする理由にもなれば、しない理由にもなるといった一面的ではない傾向が示されている。

これらの統計的調査に、質的な内実が与えられる。これが本書の基本的なスタイルであり、説得的な点でもある。例えば、「うちあけしなかった」場合について、出身について話題を切り出せず悩むケース、友人関係のなかですでに部落出身であることがわかっていてるケース、事前に興信所やインターネットを使って身元調べをされたケース、うちあけないまま結婚生活を送っているケースなどである。次に、「うちあけした」場合については、後で問題にならないため、当事者本人のケジメとしてうちあけを決断したケースが紹介されている。この点で齋藤が強調するのは、相手方が「別に関係ない」「気にする問題じゃない」といった肯定的にも見える反応を示す点であり、そこには、出身者と非出身者の非対称性が存在するという指摘である。例えば、親戚にはひた隠しにされたあげく離婚

に至るケースがあり、「関係ない」は「差別しない」という意味ではないという場合が挙げられている。教育啓発の場面でも、相手方がカミングアウトを受けたときに示す反応として肯定的に言及されることが多い。「関係ない」的反応の先にあるもの／隠れたものを別括している点が重要だ。

また、この章では、結婚差別の行く末についてパラドキシカルな特徴についての指摘もある。それは、私たちが「つき合う自由」と「別れる自由」を手にしたとき、別れることの障壁が低くなり、部落差別を理由とした別れかどうが見分けがつきにくくなるという問題である。これは、日本国憲法の困難性とも重なる。憲法第24条第1項には「婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し」と記されている。親や世間による差別を乗り越え真に両性の合意のみに基づいた婚姻に近づくことが部落差別解消の道筋であろう。一方で、「婚姻」や「両性」といったもののみで私たちの(性的な)関係性・パートナーシップは構成されていないし、制約されるべきではない。そ

ういった価値観も少しずつではあるが浸透してきている。後者の価値観が浸透すればするほど、つき合う／別れる理由は一層見えにくくなることも予想されるのである。こういった事態と部落問題の関係は、二重、三重に複雑であること想起させる章である。

第5章は親の反対についてである。齋藤は、反対言説を類型化する「ステレオタイプによる正当化」と、自分自身の忌避感を基にした「明示的忌避」とを指摘する。当然、前者に反論することは難しく、それ自身が、不特定多数の抽象的な「世間」を相手にせざるを得ないレトリックでもある。さらに、「よりよい結婚の可能性」や「親戚」や「世間」による忌避を予期するなど、あの手この手、融通無碍且つ恣意的に、反対言説は動員されてくる。それらに対し逐一反論することは難しい。憲法の規定はさておき、親の承諾を結婚のハードルに挙げる人びとは少なくない(九七頁)。この章でも紹介される「縁を切る」というのは相当程度にハードルが高い。誰もが、

誰にも祝福されて、望まれて(反対されずに)結婚したいと思うだろう。それだけに、結婚差別問題は、親や周囲の問題であるという指摘はまさに正鵠を射ている(九八頁)。

第6章はカップルによる親の説得である。「熱意」の強さや「人柄」の良さといったことをカップルは動員したり、妊娠先行型、同棲、婚姻届を出す、といった既成事実による説得なども試みられる。「縁切り」をする・ほめめかすという手段を使った事例も紹介される。もちろん、子ども(孫)ができれば容認に傾くというケースも指摘されるが、同時に、孫の存在さえ認めず忌避し続けるケースもある。この章で重要なのは、これらの手段を用い、結婚にまつわる、認める／認められないという非対称な関係性そのものを否定すること、部落差別という問題の核心からかえって外れていってしまうという陥穽に嵌まることがあるとの指摘である。

運動」、子どもに関する「非出産」という条件付与を課して、結婚を容認するという親の態度である。結婚に反対はしないが条件を提示されるケースや、条件を受け入れられず交際が終わるケースもある。条件付与に至るプロセスも実に多様である。

第8章は第3章から第7章までの事例検討を踏まえた議論となっている。ここでのポイントは、結婚差別の原因とは親や世間、社会の方にあるにもかかわらず、その説得に当事者やパートナーが臨まなければならない、しかも、破談の責任や結婚後の責任(「幸福」であることを親子共々証明しなければならぬ)を課してしまうという点である。 「人柄」や「熱意」を通じて、部落出身者だけでも良い人、相応しい人、という「例外化の戦略」や、その「例外化」に訴えていかねばならないカップルの説得戦略に潜む「忌避の合理化」への加担(齋藤はより強い言い方で「共犯的」とも指摘する)。そして、さらに、そのことが、「結婚後差別」の萌芽にすらなってしまうのである。

第9章では結婚後差別が取り上げられ、結婚前差別を「乗り越え」た先に待っている事態を抽出する。本書は、結婚前と結婚後に結婚差別のプロセスを分けて分析している

点に特徴があるが、「その後」に起こる様々な部落差別とは、例えば、結婚式に参列しない、相手が部落出身者であることを親戚に隠す、夫／妻の出身地（部落）を忌避する（絶対に訪れない）、直接的に「部落民のくせに」という発言をパートナーの親から受ける、法事に（部落出身の）夫を同伴させない、さらに、離婚に至るなどである。数年前に、部落解放同盟京都府連合会・女性部による『京都府部落女性の実態調査報告書 女性の自立と解放をめざして』（二〇一二年）が公刊されている（同種の調査は、大阪・奈良・兵庫などでも行われている）。この報告書は結婚後差別を意識した調査を行っており、結婚に反対・拒否された女性たちにその形態を尋ねている。結婚話があったとき八〇・二％、結婚式への出席を拒否一七・三％、結婚後の付き合いを拒否一七・三％、現在もつきあいを拒否されている五・九

％、という実態を指摘している。さらに、その具体的内容を抜粋すると、まったく夫から同和地区の話し

が建つて同和地区であることがわかって自分の母親が〇〇の家に来てくれなくなった。兄弟姉妹には、同和地区のことは、言わなかった。夫の親せきに結婚して、子どもがいることも長い間かくされていた。結婚した事が周りの人にわかってもかかわりをもたないでくれと言われた。／（夫の親から）お前もどこの馬の骨かわからん。調べた（と言われた）。／夫の親から「あんたが来てからうちらはおかしくなった。あんたのせいや」（と言われた）

などである。実に齋藤の分析結果と重なる点が多い。

4 差別被害の救済・ケアに向けて

本書のユニークな点として、「支援」という最終章が置かれてい

ることに触れておきたい。結婚差別をめぐると一筋縄ではいかな

い側面を明らかにし、さらに、「乗り越え」の戦略にすら部落差別を不問にしてしまう陥穽がある

ことが指摘され、数値にはなかなか現れないパラドキシカルなリアリティを執拗に抉り出す点は、実に社会学的な分析と言える。ただ、その先に、「支援」という最重要課題を論じているところに、単なる社会学的アプローチを超えた実践的な側面を見てとることができ

る。この章では、実際に結婚差別を受けた人や被害当事者を支援している人たちへの聞き取り調査が紹介されている。そのエッセンスを私なりにまとめると、既に見てきたように、①結婚差別のパターンは実に多様であるため、そのこ

とに応じた多様な支援・選択肢を用意するということがある。その際に、②寄り添って話を聞く人と部落の話ができる人が必要であり、そこへのつながりが大事である。加えて、③結婚することにこだわらず／結婚差別を乗り越えることが

「正答」ではなく、カップルの思いに見合った関係性を築き、その決断を（強いるのではなく）アシストすることである。

科書的な処方箋がある訳ではない。また、差別と闘う勇ましい姿、部落問題と正面から向き合うことが、その時、そのタイミングで相応しい訳ではないことも想定されている（「例外化の戦略」や「忌避の合理化」の陥穽に嵌まってしまふことが分かっていても）。

悪いんかってゆったら、悪くもないし、みたいな。なら、めっちゃ幸せな、気持ち的に、辛さを乗り越えて自分は強くなって、「わーい」みたいな、「真っ青な青空」なんかって言ったたら、そうではない。（二六七頁）

結婚差別を「乗り越えた」とされる人の言葉も印象的だ。「壁」を乗り越える／乗り越えない／乗り越えられないという切り分け方には収まらない割り切れなさがあ

5 本書の課題／私たちの課題

本書の「おわりに」では残された課題として四点が挙げられている。①婚約破棄などをめぐる裁判事例や婚姻や戸籍に関わる制度な

ど、法制度的な検討である。②差別被害への救済・ケアについてである。③複合差別についてである。そして、④解消法との関係である。

①から④に挙げられていない点としては、家族社会学に対する「新たな知見」の行方が気になった。最後に「支援」の章が置かれているように、前半の方針に比して、徐々に家族社会学との「接合」は後景化していくように思われる。

例えば、第2章で紹介されているアダムスの配偶者選択過程のモデルを書き換えてみることも十分に行けるのではないか。

また、②の点について、他の差別被害に対する取り組みとの共有が可能であるだろう。この章を読んでもすぐに想起したのは、京都の朝鮮学校襲撃事件のことである。ヘイトスピーチ解消法が成立し、京都事件については時系列的に取り上げられることが多い。それに比して、ヘイトスピーチ被害に対する救済的取り組みに対する関心は、非常に低い。NHKのかんさい熱視線「傷つけられた子どもたちは今 ヘイトスピーチから6年」(二〇一五年一〇月三〇日放送)は、

法的・行政的・社会的に放置された被害当事者の子どもたちが、舞踊を通じて、事件と向き合い「乗り越え」ていくパフォーマンスをやや美談的に描く。私はこの実践を非常に過酷なものだったと今でも思っている。

そして、ヘイトスピーチ解消法ができ、その前文に「我が国においては、近年、本邦の域外にある国又は地域の出身であることを理由として、適法に居住するその出身者又はその子孫を、我が国の地域社会から排除することを煽動する不当な差別的言動が行われ、その出身者又はその子孫が多様な苦痛を強いられるとともに、当該地域社会に深刻な亀裂を生じさせている」と記されていても、京都府・市は「当該地域社会」を抱える地方公共団体であることを認めていないし、心理的ケアに対する度重なる要請にも応えていない。しかし、そういったことを行政責任と

言い立てても仕方のないことであり、関係者は、京都朝鮮中高級学校・初級学校・第二初級学校における「保健室」の設置に向かった(「オモニ会の取り組みでは初! 京都

中高保健室がオープン(上) …「在特会襲撃事件」、子どもたちの不安、自己否定感をぬぐう」『朝鮮新報』二〇一七年七月(四日)。こういった被差別と心理的ケアをめぐる経験値は、徐々に蓄積されてきているように思うが(「多文化カウンセリング」等)、経験の共有が必要であろう。

反差別の当事者運動では弱かった部分かもしれない。その点に気付かせてくれるのも本書の意義であるだろう。当事者と非当事者の多様な組み合わせが必要であり、それをコーディネートすることも運動の役割と言える(反差別統一戦線的な発想ではなく)。

②と③に関連するものとしては、朝鮮人男性と日本人女性による「国際結婚」の実践・経験がどのように位置付くのかも気になった。朝鮮人と日本人による関係性の深化とともに、男性と女性という力関係の前景化はどのようになされていたのか。また、近年の事例で言えば、障害者差別解消法との関係で障害×女性の問題がクローズアップされている(特に京都府)。

せる作業も可能だろう。さらに、②と④の関係も重要だ。「部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実」(第4条第2項)について、国も地方公共団体もまったくの無方針である。それは、ヘイトスピーチ解消法第5条「相談体制の整備」の無方針とも重なる。この点で障害者差別解消法・障害者差別禁止条例との比較検討が可能であるのと同時に、個人的に隣保館という社会資源とどのように接続するのにも注目したい。例えば「香川県部落差別事象の発生防止に関する条例」を持つ香川県下では、この条例に基づく案件はこれまでゼロである。

しかし、隣保館(高松市)には、結婚差別(事件)未満・相談未満の「声」が寄せられてもいる。その小さな声やサインにどのようにアプローチするのも検討していくことができるのではないか。解消法の最前線も、支援・ケアのつなぎ役も、隣保館であると思われる。多くの隣保館関係者にも読んで欲しい一冊だ。(齋藤直子著、勁草書房刊、二〇一七年五月、二〇〇〇円)

遣使の供人」 川元祥一

部落史研究 2 (全国部落史研究会刊, 2017. 3) : 2,000円

特集 第22回全国部落史研究大会

前近代史分科会: 中世から近世への移行期における芸能民
近代以前・賤視の実像—芸能民はなぜ賤視されたか 山路興造/習合神道神事舞太夫の職分と集団形成 橋本鶴人

近現代史分科会: 戦後の部落解放運動をめぐる諸問題—
解放運動が直面した部落問題

和歌山「西川事件」の再検討—部落解放運動が直面した
諸問題 渡辺俊雄/高度経済成長前期における部落解放
運動の歴史的位置—大阪の矢田・日之出地区を中心とし
て— 朝治武

全体講演 わたしの部落史研究の回顧と展望 秋定嘉和
秋定先生の「部落史研究」を顧みて 手島一雄/秋定嘉
和氏の経歴および研究業績 八箇亮仁

原爆と部落差別と—広島・福島町での聞き取りから—
戸田栄

同和対策審議会と教育 香渡清則

書評 竹沢泰子ほか編『人種神話を解体する』全三巻 廣
岡浄進

歴史科学協議会および『歴史評論』編集委員会に対する
本会からの申し入れ以降の経過について 寺木伸明

部落問題研究 220 (部落問題研究所刊, 2017. 3) : 1,058円

特集 人権教育をめぐる動向と課題

「人権教育」の国際的合意形成と教育実践論 八木英二
/ドイツにおける市民性・人権教育の一端—フライブルク
教育大学における教員養成と政治教育を事例として—
生田周二/和歌山県における人権条例と人権施策基本
方針 梅田修/人権教育政策論における人権意識・人権
感覚の考察 川辺勉/社会科教育における人権認識の形
成—社会科における社会認識の形成と人権認識— 川本
治雄

書評を通して考える 人見佐知子著『近代公娼制度の社
会史的研究』 大日方純夫

部落問題研究 221 (部落問題研究所刊, 2017. 5) : 2,083円

第54回部落問題研究者全国集会報告

全体会 部落問題解決過程の到達点と課題 梅本哲世, 森
田満夫, 奥山峰夫

歴史分科会 「行き倒れ」・貧困とその救済に関する国
際比較研究

近世大野藩における貧困と救済 マーレン・エーラス/
植民地朝鮮における「行旅病死者」、その状況と対応行
政 金津日出美/近代イギリスにおける救貧法制と「行
き倒れ」の取扱い 小室輝久

現状分析・理論分科会 部落問題研究所所蔵資料と今日
の人権問題

居住の保障を考える—長期入院精神障害者の地域移行を
めぐって— 松本聡子/「部落名簿」問題を考える—

「部落地名総鑑」から「復刻・全国部落名簿」まで—
奥山峰夫/部落解放運動と三木一平—戦後初期の運動に
関わる三木資料の検討を中心に— 石倉康次

教育分科会 18歳選挙権と政治教育・政治活動

18歳選挙、高校生の政治的リテラシーと政治教育(主権
者を育む教育)の方向性 杉浦真理/高校生の政治活動
の意義と課題—部落研・平和ゼミ活動にふれて— 澤野
重男

思想・文化分科会 『破戒』発表110年記念 文芸分野の
果たした解決過程

明治以降の部落問題文芸を概観する 秦重雄/『破戒』
の今までとこれから—自費出版110周年に寄せて— 川端
俊英

密教学 53 (種智院大学密教学会刊, 2017. 3)

近世真宗差別問題史料(番外編の二の下)—取締懸「天
保十四癸卯年五月従公儀被仰渡之義ニ付御寺法御取締被
仰出諸事伺帳」— 左右田昌幸

良き日のために 11 (日本基督教団部落解放センター
刊, 2017. 4)

足尾銅山鉱毒事件一名もなき者たちの物語 3 安田耕一

リベラシオン 165 (福岡県人権研究所刊, 2017. 3) : 1,000円

特集 博多毎日新聞差別記事事件から100年

2016年度総会記念講演 部落差別の現状と課題 福永謙二
福地幸造における生活指導実践理念の考察—林力に影響
を与えた生活指導実践理念— 板山勝樹

民衆史こぼれ話 片隅に生きた人たち 28 腑分と観臓と
解剖 石瀧豊美

リベラシオン 166 (福岡県人権研究所刊, 2017. 6) : 1,000円

特集 2016年度啓発担当者のための人権講座

松原尋常小学校の研究 関儀久

福地幸造における生活指導実践の構造—林力に影響を与
えた生活指導実践— 板山勝樹

民衆史こぼれ話 片隅に生きた人たち 29 解剖の社会的
側面 石瀧豊美

特集 はじめての人権保育

ヒューマン・アルカディア 75 (福岡県人権啓発情報センター刊, 2017.6)

コラム 部落問題と向き合って学んだこと 内田龍史

ヒューマンJournal 220 (自由同和会中央本部刊, 2017.3)

部落解放運動40年を振り返って 23 部落解放に反天皇制は無用 3 灘本昌久

ヒューマンJournal 221 (自由同和会中央本部刊, 2017.6)

部落解放運動40年を振り返って 24 部落解放に反天皇制は無用 4 灘本昌久

ヒューマンライツ 349 (部落解放・人権研究所刊, 2017.4) : 500円

特集 高齢社会が抱える「孤立」とどう向き合うか

追悼 同志 向井正君を悼む 大賀正行

明日をかえる法人—新たな人権への取り組み 20 水俣病を通して社会に問いかける—水俣病センター相思社の取り組み 永野三智

走りながら考える 188 部落差別解消推進法を活用するために—実効的なネット対策と相談体制構築のために— 北口末広

ヒューマンライツ 350 (部落解放・人権研究所刊, 2017.5) : 500円

特集 3.11から6年—「分断」と「差別」を考える

わたしの視点—メディアの現場から 17 いのちを「解く」

仕事—タブーをこえて真実を発信する 村上美香

報告 部落差別解消推進法 公開研究会 2 「部落差別解消推進法」を教育・啓発の視点から考える 阿久澤麻理子

書評 被差別部落の昔話制作実行委員会編著・岡島礼子 絵『おはなし おかわり—大阪の被差別部落の民話』昔話もっている力を次世代につなげていく 藤原有和

ヒューマンライツ 351 (部落解放・人権研究所刊, 2017.6) : 500円

特集 インターネットで広げる反差別

明日をかえる法人—新たな人権への取り組み 21 人権を視座とした複合的福祉施設—特別養護老人ホーム うずまさ共生の郷 宮崎茂

ひょうご部落解放 162 (ひょうご部落解放・人権研究所刊, 2016.9) : 700円

特集 神戸の被差別部落—番町の今と昔

国勢調査データで見る近年の番町地区の変化と現状 内田龍史／地域に開かれた学校を目指す—湊川高校の歩み

登尾明彦／かるみ学習会～番町における解放学級～ 釜口清江／番町で生まれ育つ—湊川高校から解放運動へ 平林照夫／丸山中学校における進路保障の取り組み 松村敏明

追悼 友井公一さんを偲んで 飛田雄一

『人権歴史マップ』連続セミナー報告

「大災害と在日コリアン」講師 高祐二／「芸能と差別」

講師 太田恭治

本の紹介

飛田雄一著『現場を歩く 現場を綴る 日本・コリア・キリスト教』高祐二／黒坂愛衣著『ハンセン病家族たちの物語』宮前千雅子

部落解放 741 (解放出版社刊, 2017.5) : 600円

特集 相模原障害者殺傷事件に向きあう

本の紹介

イアン・ニアリー著『部落問題と近現代日本 松本治一郎の生涯』北川真児／中村一成著『ルポ 思想としての朝鮮籍』李明哲

「清潔さは信心に次ぐ美德」という理念 被差別部落と公衆浴場運動 川端美季

部落共同体論 形成期の社会的分業とその構造 9 第1部 部落共同体の基本的職業と歴史 第5章 三つの職種に見る社会の構造・差別の構造 2 川元祥一

部落解放 742 (解放出版社刊, 2017.6) : 600円

特集 現代の学級集団づくり その意味と方法

本の紹介 孫美幸『日本と韓国における多文化共生教育の新たな地平—包括的な平和教育からホリスティックな展開へ』倉石一郎

韓国での朝鮮衡平運動史に関する調査 全羅北道・ソウルにて 割石忠典

インターネットに「反映」される部落差別 差別の現実と解決に向けた取り組み 松村元樹

部落共同体論 形成期の社会的分業とその構造 10 第1部 部落共同体の基本的職業と歴史 第5章 三つの職種に見る社会の構造・差別の構造 3 川元祥一

部落解放 743 (解放出版社刊, 2017.7) : 600円

特集 差別に抗う多様な表現

本の紹介 西村祐子著『革をつくる人びと—被差別部落、客家、ムスリム、ユダヤ人たちと「革の道」』好井裕明

「部落解放文学賞」が始まった頃 日野範之

部落共同体論 形成期の社会的分業とその構造 11 第1部 部落共同体の基本的職業と歴史 第5章 三つの職種に見る社会の構造・差別の構造 4 警察機関の現場—「検非

- る人権教育のとりくみ 谷口幸男／切目調査が明らかにしたこと 梅田修／大学と部落問題—教員養成の問題にかかわって(再録) 西滋勝
文芸の散歩道 夏目漱石の姦通小説—『それから』の場合 上一 水川隆夫
部落問題研究所70年の面影 東上高志 14 社会的活動の面影 東上高志
- 振興会通信 133** (同和教育振興会刊, 2017. 3)
同朋運動史の窓 39 左右田昌幸
- 振興会通信 134** (同和教育振興会刊, 2017. 5)
同朋運動史の窓 40 左右田昌幸
- 信州農村開発史研究所報 137・138・139号** (信州農村開発史研究所刊, 2017. 3)
牟礼村史料の再検討 斎藤洋一
- 水平社博物館研究紀要 19** (水平社博物館刊, 2017. 3) : 1,000円
水平社の「徹底的糾弾」闘争がもたらしたもの—水国争闘事件(1923年3月)の反響を中心に— 手島一雄
史料紹介 ユネスコ・アジア太平洋地域「世界の記憶」登録「水平社と衡平社 国境を越えた被差別民衆連帯の記録」 水平社博物館事務局
- 月刊スティグマ 249** (千葉県人権センター刊, 2017. 4) : 500円
連載 千葉県中世武将と部落の起源 はじめに「改めて部落史学習の必要性」 鎌田行平
- 月刊スティグマ 250** (千葉県人権センター刊, 2017. 5) : 500円
特集 「千葉県部落の記録保存委員会」調査事業進む
連載 千葉県中世武将と部落の起源 2. 「具体的な地域史の必要性」 3. 中世千葉氏と佐倉の部落の起源 鎌田行平
- 月刊スティグマ 251** (千葉県人権センター刊, 2017. 6) : 500円
連載 千葉県中世武将と部落の起源 3. 中世千葉氏と佐倉の部落の起源 鎌田行平
- 月刊地域と人権 396** (全国地域人権運動総連合刊, 2017. 4)
特集 第12回地域人権問題全国研究集会in埼玉
報告 「部落」の歴史—身分と社会集団 西尾泰広
- 月刊地域と人権 397** (全国地域人権運動総連合刊, 2017. 5)
特集 人権と部落(同和)問題セミナー
「部落名簿」問題を考える—部落問題の解決にかかわって 奥山峰夫
- 月刊地域と人権 399** (全国地域人権運動総連合刊, 2017. 7)
特集 部落問題解決に逆行する「部落法」—実効化阻止へ
- 地域と人権京都 739** (京都地域人権運動総連合刊, 2017. 4. 15) : 150円
今なぜ、「部落差別固定化法」なのか 2 川部昇
- 地域と人権京都 740** (京都地域人権運動総連合刊, 2017. 5. 1) : 150円
今なぜ、「部落差別固定化法」なのか 3 川部昇
- 地域と人権京都 741** (京都地域人権運動総連合刊, 2017. 5. 15) : 150円
今なぜ、「部落差別固定化法」なのか 4 川部昇
- 地域と人権京都 742** (京都地域人権運動総連合刊, 2017. 6. 1) : 150円
今なぜ、「部落差別固定化法」なのか 5 川部昇
- 地域と人権京都 743** (京都地域人権運動総連合刊, 2017. 6. 15) : 150円
今なぜ、「部落差別固定化法」なのか 6 川部昇
- 地域と人権京都 744** (京都地域人権運動総連合刊, 2017. 7. 1) : 150円
今なぜ、「部落差別固定化法」なのか 7 川部昇
- であい 661** (全国人権教育研究協議会刊, 2017. 4) : 160円
講演録 差別に抗する教育の創造に向けて～「ヘイト」に抗し、マイノリティのエンパワメントに向き合うこと～ 阿久澤麻理子
人権文化を拓く 233 非行少年が立ち直る現場を取材して 伊集院要
- であい 662** (全国人権教育研究協議会刊, 2017. 5) : 160円
人権文化を拓く 234 隣人として難民を理解する 小尾尚子
- であい 663** (全国人権教育研究協議会刊, 2017. 6) : 160円
「すべて国民は、個人として尊重される」—「個人(individual)」と「人(person)」はどこが違うのか— 渋谷秀樹
- 日本史研究 651** (日本史研究会刊, 2016. 11) : 750円
追悼 上田正昭先生を悼んで 黒川孝宏
- 日本史研究 657** (日本史研究会刊, 2017. 5) : 750円
新刊紹介 今村家文書研究会編『今村家文書史料集 上巻・下巻』 杉本弘幸
- はらっば 378** (子ども情報研究センター刊, 2017. 6)

大学生からの聞き取り—「慰安婦」問題・南京大虐殺について 源淳子

京都市地域・多文化交流ネットワークサロン通信

21 (京都市地域・多文化交流ネットワークサロン刊, 2017.3)

部落差別とヘイトスピーチ 前川修

京都市歴史資料館紀要 27 (京都市歴史資料館刊, 2017.3)

楚仙と応其—二人の木食上人— 野地秀俊

堀内村の桃林経営—桃山の誕生と消滅— 井上幸治

史料紹介 明治初年の明石博高「日記」について 秋元せき

きょうと府民だより 433 (京都府広報課刊, 2017.5)

人権ロコミ講座 108 その隙間を埋めるために 部落であることを知ることと、知られていないことの「間」 山本崇記

グローブ 89 (世界人権問題研究センター刊, 2017.4)

追悼 安藤仁介名誉所長

高校生に対する退去強制 村上正直

寺社参詣における経済力の有無 野地秀俊

人権問題としてのヘイトスピーチをどう伝えるか 呉永鎬

性的指向・性自認の人権とは何か 谷口洋幸

「子どもの貧困」について 上杉孝實

兼業・副業とキャリア権 河野尚子

藝能史研究 216 (藝能史研究会刊, 2017.1) : 1,800円

追悼 赤井達郎先輩を偲んで 植木行宣

佐賀部落解放研究所紀要 34 (佐賀部落解放研究所刊, 2017.3)

炭鉱を支えた若き労働者の肉声—杵島炭鉱企業整備反対闘争と文集『俺たち』— 黒川伊織

植民地朝鮮における衡平社と大同社の活動—『朝鮮衡平運動史料集』を中心にして— 竹森健二郎

佐賀における日蓮宗の展開と被差別部落 太田心海

紹介

沖浦和光『宣教師ザビエルと被差別民』 阿南重幸／林力『父はハンセン病患者だった』 矢野治世美

しこく部落史 19 (四国部落史研究協議会刊, 2017.5) :

500円

シンポジウム「高知の部落史」

土佐近世部落史研究の課題 宇賀平／明治期のくらし 山下典昭／高知県における部落解放のあゆみ—部落改善から戦時下まで— 吉田文茂

夏期合宿フィールドワーク報告 南国市野中地区 山下典

昭

「部落史」から何を教えるか 上 山下隆章

部落史学習のモデル化を図る 戸田哲寛

宇和島藩盲人養米制度について 水本正人

紹介 『高知の部落史』 (高知県部落史研究会編) 濱近仁史

人権教育研究 25 (花園大学人権教育研究センター刊, 2017.3)

日本の宗教教団は原発をどう見たか 島崎義孝

仏教習俗再考—グリーンケア理論に基づいて— 西岡秀爾

吃音についての人権論 八木晃介

人権と部落問題 898 (部落問題研究所刊, 2017.4) : 600円

特集 学習指導要領の徹底批判

文芸の散歩道 藤村詩「高樓」と抒情歌「惜別の歌」 川端俊英

部落問題研究所70年の面影 12 「生きざま」から「生きぶり」へ 東上高志

人権と部落問題 899 (部落問題研究所刊, 2017.5) : 600円

特集 憲法とくらし

小特集 『部落問題解決過程の研究』全5巻完結

部落問題解決過程の到達点と課題 梅本哲世／部落問題解決過程における教育の役割考—「生活と教育の結合原則」に着目して— 森田満夫／『部落問題解決過程の研究 第5巻年表篇』を読む 大塚茂樹

文芸の散歩道 願人坊主と渡唐天神図—三笑亭可楽『種が島』より— 小原亨

部落問題研究所70年の面影 東上高志 13 研究活動の面影

人権と部落問題 900 (部落問題研究所刊, 2017.6) : 600円

特集 「部落差別解消推進法」に抗して

論説 天皇の「退位問題」と「部落差別固定法」 東上高志

本棚 小熊英二・高賛侑・高秀美編『在日二世の記憶』

宇野田尚哉

文芸の散歩道 雑誌『天地人』と柳瀬勁介遺稿 秦重雄

人権と部落問題 901 (部落問題研究所刊, 2017.7) : 600円

特集 戦後部落問題の分岐点 4 和歌山

和歌山の勤評闘争と国民の教育権 東上高志／和歌山県における戦後教育運動の成果 楠本一郎／主権者を育て

4. 5)
「暮らしのアンケート調査」第1次集約の概要 2
解放新聞大阪版 2095 (解放新聞社大阪支局刊, 2017. 4. 25)
「暮らしのアンケート調査」第1次集約の概要 3
解放新聞大阪版 2096 (解放新聞社大阪支局刊, 2017. 5. 5)
大阪府人権問題に関する府民意識調査 2
解放新聞大阪版 2097 (解放新聞社大阪支局刊, 2017. 5. 15)
大阪府人権問題に関する府民意識調査 3
解放新聞京都版 1081 (解放新聞社京都支局刊, 2017. 4. 1) : 210円
2017年度運動方針 (第1次案)
解放新聞京都版 1083 (解放新聞社京都支局刊, 2017. 4. 20.)
本の紹介 タハール・ベン・ジェルーン著『娘に語る人種差別』
解放新聞京都版 1084 (解放新聞社京都支局刊, 2017. 5. 1) : 70円
本の紹介 慎泰俊著『ルポ児童相談所——一時保護所から考える子ども支援』
解放新聞京都版 1088 (解放新聞社京都支局刊, 2017. 6. 20) : 70円
本の紹介 山陽新聞社編『語り継ぐハンセン病——瀬戸内3園から』
解放新聞東京版 906 (解放新聞社東京支局刊, 2017. 4. 15) : 93円
と場労働者からの報告 1 高城順
解放新聞東京版 909 (解放新聞社東京支局刊, 2017. 6. 1) : 93円
と場労働者からの報告 2 高城順
解放新聞東京版 910 (解放新聞社東京支局刊, 2017. 6. 15) : 93円
と場労働者からの報告 3 高城順
解放新聞東京版 911 (解放新聞社東京支局刊, 2017. 7. 1) : 93円
と場労働者からの報告 4 高城順
語る・かたる・トーク 266 (横浜国際人権センター刊, 2017. 4) : 550円
シリーズ「解放教育」継承への扉 63 拡散された「部落地名総鑑」 1—いま、ここでの危機!!— 外川正明
語る・かたる・エッセー 中高生とともに差別と闘う 「「大阪だけの問題」ではない！」 吉成タダシ

語る・かたる・トーク 267 (横浜国際人権センター刊, 2017. 5) : 550円
シリーズ「解放教育」継承への扉 64 拡散された「部落地名総鑑」 2—「名乗ること」と「暴くこと」— 外川正明
語る・かたる・エッセー 中高生とともに差別と闘う 「「AKI38」と「3S」」 吉成タダシ
語る・かたる・トーク 268 (横浜国際人権センター刊, 2017. 6) : 550円
シリーズ「解放教育」継承への扉 65 拡散された「部落地名総鑑」 3—ネットで広がる差別の実態— 外川正明
語る・かたる・エッセー 中高生とともに差別と闘う 「これは、命を守る教育」 吉成タダシ
かわとはきもの 179 (東京都立皮革技術センター台東支所刊, 2017. 3)
靴の歴史散歩 124 稲川實
皮革関連統計資料
関西学院大学人権研究 21 (関西学院大学人権教育研究室刊, 2017. 3)
キリスト教主義大学におけるLGBT学生に対する人権保障の取り組みに関する調査 榎本てる子, 岡嶋宙士, 工藤万里江
ドイツの難民受け容れと排外主義 河村克俊, 中川慎二
社会意識としての「部落」という言葉をめぐって— 日野謙一 講話録 1— 日野謙一
KG人権ブックレット 23 (関西学院大学人権教育研究室刊, 2017. 3)
2016年度大学主催春季人権問題講演会
LGBTが生きやすい世の中にするため、大学は何ができるか— 誰もが、カミングアウトを受けとめる「キャッチャー」に 原ミナ汰／ハラズメント関連規程の整備と大学の課題— 快適なキャンパス環境をつくるために— 石元清英
2016年度大学主催秋季人権問題講演会
ヒロシマ 71年の記憶— 心の中に平和を— 近藤紘子／映画を通じて難民を知る 映画上映『今はまだ、帰れない君へ』 今城大輔
関西大学人権問題研究室紀要 73 (関西大学人権問題研究室刊, 2017. 3)
関西大学人権問題研究室改組30周年記念シンポジウム 大学における人権問題研究と人権教育— 大学附置機関としての役割と課題について考える— 石元清英, 奥田均, 古久保さくら, 加納恵子
現代史講義の試み— 大学生の歴史認識とその関連で— 飛田雄一

収集逐次刊行物目次 (2017年4月～6月受入)

～各逐次刊行物の目次の中から部落問題関係のものを中心にピックアップしました～

愛生 806 (長島愛生園長濤会刊, 2017. 4)

対談 ハンセン病と宗教—神谷美恵子の詩を通して— 1
山折哲雄, 尾崎元昭, 田中真美

愛生 807 (長島愛生園長濤会刊, 2017. 6)

対談 ハンセン病と宗教—神谷美恵子の詩を通して— 2
山折哲雄, 尾崎元昭, 田中真美

明日を拓く 114 解放研究 29号 (東日本部落解放研究所刊, 2017. 3) : 2,000円

関東の被差別部落の西と東—利根川水系=水上交通の視点から 坂井康人

東日本部落解放研究所第31回総会・記念講演 排除と支配の構造から脱却するためには—フランスにおける「イスラーム」の問題をてがかりに— 池田賢市

近世後期弾左衛門支配下における長吏集団と水番—上州群馬郡「植野場」を中心に— 福田美波

部落差別の主題化と歴史的アプローチ—部落差別の特性としての「穢れ視・動物視・人外視」という仮説— 吉田勉

IMADR通信 190 (反差別国際運動刊, 2017. 5) : 500円

特集 アメリカとヨーロッパにおけるポピュリズムと普遍的な人権

ウィングスきょうと 139 (京都市男女共同参画推進協会刊, 2017. 4)

図書情報室新刊案内

北原みのり・佐藤優著『性と国家』／ポール・ナサンソン, キャサリン・K・ヤング著『広がるミサンドリー ポピュラーカルチャー, メディアにおける男性差別』

ウィングスきょうと 140 (京都市男女共同参画推進協会刊, 2017. 6)

図書情報室の資料より

孫奈美著『考えよう！女性活躍社会 1 みんなが働きやすい社会って？』

解放新聞 2805 (解放新聞社刊, 2017. 4. 3) : 90円

ノンフィクションからの警鐘 27 小杉泰著『9・11以後のイスラーム政治』 音谷健郎

解放新聞 2809 (解放新聞社刊, 2017. 5. 1) : 90円

ノンフィクションからの警鐘 28 G・オーウェル著『一九八四年』 音谷健郎

解放新聞 2810 (解放新聞社刊, 2017. 5. 15) : 90円

本の紹介 ひょうご部落解放・人権研究所編『はじめてみよう！これからの部落問題学習 小学校、中学校、高校のプログラム』 阿久澤麻理子

解放新聞 2811 (解放新聞社刊, 2017. 5. 22) : 90円

本の紹介 中村一成著『ルポ 思想としての朝鮮籍』 呉仁済

解放新聞 2814 (解放新聞社刊, 2017. 6. 12) : 90円

ノンフィクションからの警鐘 29 朴裕河著『帝国の慰安婦』 音谷健郎

第62回全国女性集会第4分科会・活動報告から みんながいるから、みんなに出会えるからくるんやで 1 丘支部女性部 (京都)

解放新聞 2815 (解放新聞社刊, 2017. 6. 19) : 90円

第62回全国女性集会第4分科会・活動報告から みんながいるから、みんなに出会えるからくるんやで 2 丘支部女性部 (京都)

解放新聞 2817 (解放新聞社刊, 2017. 7. 3) : 90円

第62回全国女性集会第4分科会・活動報告から みんながいるから、みんなに出会えるからくるんやで 終 丘支部女性部 (京都)

解放新聞大阪版 2093 (解放新聞社大阪支局刊, 2017.

事務局よりお知らせ

◇8月11日(金)から16日(水)まで解放センターが夏期休業のため、閉室します。尚、8月10日(木)は平常通り開室いたします。

◇昨年度の連続講座の講演録ができあがりました。ご希望の方はメール・FAXでご連絡ください。

□所在地 〒603-8151 京都市北区小山下総町5-1 京都府部落解放センター3階

□TEL/FAX 075-415-1032

□URL <http://shiryu.suishinkyoukai.jp>

□開室日時 月曜日～金曜日 第2・4土曜日 10時～17時 (祝日・木曜(月2回)・年末年始は休みます)

□交通機関 市営地下鉄烏丸線「鞍馬口」駅(京都駅より約10分)下車 北へ徒歩5分